

〔事案 26-51〕 死亡保険金支払請求

・平成 26 年 11 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

契約の際に、被保険者脱退年齢を知らされていなかったことを理由に、団体信用生命保険から死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

信用保証会社を契約者とする団体信用生命保険の被保険者（昭和 63 年 9 月に加入）であった配偶者が 82 歳で死亡し、信用保証会社にその旨連絡をしたところ、配偶者は満 70 歳で本契約から脱退しているとして、保険会社から、死亡保険金の支払いを拒否された。

自分や配偶者は 70 歳で脱退という条件は契約時に了解しておらず、納得がいかないのに、死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の配偶者は、満 70 歳に達した以後も本件ローンの債務（親子リレーローン、子供との連帯債務）を負っていたが、満 70 歳に達した時点で、団体信用生命保険の被保険者から脱退しており、死亡した時点では団体信用生命保険の被保険者ではないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 当審査会の判断

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

- (1) 保険契約は、附合契約であり、約款の記載にしたがって契約内容が定められるので、申立人配偶者が満70歳で本契約から脱退しているか否かは、約款の内容により判断されることになる。
- (2) 本契約の約款では、被保険者の脱退について、「保険契約者は、協議をもって定めた事由による場合を除き、被保険者を被保険団体から脱退させることはできません」と規定し、被保険者の加入に関する事項と被保険者の脱退に関する事項については「保険契約者（本件では信用保証会社）と保険会社とが協議のうえ定めます」と規定している。これを受け、信用保証会社と保険会社は、本件ローンの取り扱いについて、「連帯債務者たる親が満年齢70歳に達したときは、本契約より脱退する」との覚書を締結している。
- (3) したがって、本契約の約款では、保証会社と保険会社が協議で定めた「親が満年齢70歳に達したとき」が被保険者の脱退事由となるので、申立人配偶者は、死亡時には申立契約の被保険者ではないので、申立人の主張は認められない。